入　札　説　明　書

１「入札に関する条件」及び「注意事項」

（１）入札番号
８入札第 19 号

（２）購入物品名及び数量
長崎県水産業振興基本計画　本体冊子ほか
長崎県水産業振興基本計画　本体冊子　800 冊
長崎県水産業振興基本計画　概要版冊子　1,200 冊
＊規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

（３）「一般競争入札参加申請書」の提出について
入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送（できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。）又はＦＡＸ等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書へは登録番号を必ず記載すること。
※郵送、ＦＡＸ等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求める場合があります。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限
〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室
〔提出期限〕令和８年５月 19 日　17 時 00 分　（必着）

（４）物品等の納入場所及び納入期限
〔納入場所〕漁政課
〔納入期限〕令和８年６月 30 日

（５）契約の形態
製造の請負とする。

（６）最低制限価格
設定する。

（７）印刷積算内訳書
提出すること。

（８）入札期日及び場所
〔入札期日〕令和８年５月 20 日 10 時 00 分　開始
〔入札場所〕長崎県庁行政棟１階入札室
入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

（９）質問書の提出について
当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第６号）」を下記提出場所へ令和８年５月 14 日 17 時 00 分までにＦＡＸ等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。
※回答については、令和８年５月 18 日までに「質問への回答書（調達様式７号）」によりＦＡＸにて回答する。また、回答のうち全参加者に関する内容は物品管理室ＨＰに掲載する。
① 仕様書に関する質問提出場所　　漁政課　企画調整担当
ＦＡＸ　０９５－８２７－２３４１　TEL 095-895-2816
② 調達手続に関する質問提出場所　物品管理室
ＦＡＸ　０９５－８９４－３４６８　TEL 095-895-2881

(10) 入札書の記載方法

ア　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語並びに日本国通貨に限る。

イ　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書(調達様式第８号)に記載すること。

ウ　入札金額（首標金額）は訂正することができない。内訳の単価に小数以下がある場合、第２位までとすること。単価に数量を乗じて得られた金額に小数以下がある場合、当該小数は切り捨てること。首標金額と内訳の単価に数量を乗じて得た金額の合計金額が異なる場合、首標金額を入札金額として採用する。

エ　入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができない。

オ　入札者が代理人である場合は、「委任状(調達様式第９号)」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。

（※入札者が代理人である場合は、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができません。）

【注意事項】

・入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、入札番号、入札物件名を記入し提出して下さい。
・入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正個所に押印して下さい。
・誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意して下さい。
・入札書の宛名は長崎県知事として下さい。

(11) 入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

免除する。

イ　契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
・入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

①2,000 万円以上
②2,000 万円未満 500 万円以上
③500 万円未満

(12) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ　入札者が法令の規定に違反したとき。

エ　入札者が連合して入札をしたとき。

オ　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

キ　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

コ　入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

サ　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ　入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

セ　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(13) 落札者の決定

ア　予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の価格をもって申し込んだ者のうち、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ　落札者となるべき同価格の入札をしたものが２人以上あるときは､直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

エ　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

・入札日において、第１回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度、再々度の入札を行う予定です。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の２第１項第８号の規定により、見積を行う場合があります。

よって、入札は、見積を含め最大４回となる場合があるので、入札書（４枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(14) 入札書及び契約書の作成等

ア　入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ　落札通知を受けた日から起算して５日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書(調達様式第106号)」を提出すること。なお、契約書の内容には、個人情報の保護に関する特記事項の記載があります。

ウ　この調達契約は、世界貿易機関（WTO)協定の一部として、附属書四に揚げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ　その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(15) 競争入札の参加資格

ア　令第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

イ　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並び昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和８年５月１日現在で有していること。

なお、「一般印刷」の登録者に限るものとする。

エ　前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

オ　長崎県印刷物調達制度合理化対策要綱第６条に定める等級がＡ、Ｂ又はＣの者であること。

カ　この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

キ　この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基

づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

２その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住　所〕〒850-8570　長崎市尾上町３番１号

〔名　称〕長崎県出納局物品管理室

〔電　話〕095-895-2881

印刷物発注仕様書（冊子用）

発注課情報	起案番号	R08-06010-00010	年　月　日	番　号
	所属	漁政課	※物品管理室記入欄	
	電話	095-895-2811（内線：2816）		
	担当	石井義真	業　者	

品　名	長崎県水産業振興基本計画　本体冊子
形　態	冊子
部　数	800 冊
規　格	Ａ４　両面
作成方法	方法[データ渡し] ページ打[無] ソフト名 Ver.[illustrator ver.CS6] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]
頁　数	本文 120Ｐ

刷色及び紙質	《ページ数》	《刷色》	《種類》	《厚さ》	《色》	《再生紙/白色度》
《表紙》		フルカラー	コート紙（つやなし）	135kg		総合評価値８０以上
《本文1》	120	フルカラー	コート紙（つやなし）	70kg		総合評価値８０以上
《本文2》						
《本文3》						
《本文4》						
《中扉》						
《見返し》						

加　工	無線とじ（背文字有／見返し無）			
写　真	白黒	0	カラー	105
イラスト	県保有のイラスト	163	業者にて作成するイラスト	0
デザイン	無			
仕分作業	無			
備　考	簡易色校正あり 再生紙については、入手が極めて困難な場合は、この限りではない。 ただし、極力総合評価値80以上の再生紙の使用に努めること。			
納入場所	漁政課			

校正	初　校		二　校		三 校 以 降		納品
	提出　月　日	完了・校了　月　日	提出　月　日	完了・校了　月　日　印	提出　月　日	完了・校了　月　日　印	

◎受注業者の方へ　　直接請求課に納品し、検収を受けてください。

（検収時にこの仕様書を必ず提示してください。）

印刷物発注仕様書（冊子用）

発注課情報	起案番号	R08-06010-00010	年　月　日	番　号
	所属	漁政課	※物品管理室記入欄	
	電話	095-895-2811（内線：2816）		
	担当	石井義真	業　者	

品　名	長崎県水産業振興基本計画　概要版冊子
形　態	冊子
部　数	1,200 冊
規　格	Ａ４　両面
作成方法	方法[データ渡し] ページ打[無] ソフト名 Ver.[illustrator ver.CS6] 写真本画像処理[無] アウトライン処理[無]
頁　数	本文 14Ｐ 中扉 0枚

刷色及び紙質	《ページ数》	《刷色》	《種類》	《厚さ》	《色》	《再生紙/白色度》
《表紙》		フルカラー	コート紙（つやなし）	110kg		総合評価値８０以上
《本文1》	14	フルカラー	コート紙（つやなし）	70kg		総合評価値８０以上
《本文2》						
《本文3》						
《本文4》						
《中扉》						
《見返し》						

加　工	無線とじ（背文字無／見返し無）			
写　真	白黒	0	カラー	34
イラスト	県保有のイラスト	8	業者にて作成するイラスト	0
デザイン	無			
仕分作業	無			
備　考	簡易色校正あり 再生紙については、入手が極めて困難な場合は、この限りではない。 ただし、極力総合評価値80以上の再生紙の使用に努めること。			
納入場所	漁政課			

校正	初　校		二　校		三 校 以 降		納品
	提出 月　日	完了・校了 月　日	提出 月　日	完了・校了 月　日 印	提出 月　日	完了・校了 月　日 印	

◎受注業者の方へ　　直接請求課に納品し、検収を受けてください。

（検収時にこの仕様書を必ず提示してください。）